

＜下水道法の規定に基づく下水排除基準＞

対象物質又は項目		記号	終末処理場を設置している公共下水道の使用者					現に終末処理場を設置していない公共下水道の使用者	下水に対する影響	主な発生業種	
			特定事業場			非特定事業場					
			日50以上	日30以上50未満	日30未満	月900超	月900未満				月900超
排水量：m <sup>3</sup>											
条 例 で 定 め る 基 準	項 施 設 損 傷	温度	—	45℃未満(40℃未満)	45℃未満(40℃未満)	45℃未満(40℃未満)	45℃未満(40℃未満)	—	45℃未満	・管渠掃除の妨害及び有機物分解の促進によるガス発生	繊維業、化学工業、洗濯業
		沃素消費量	—	220未満	220未満	220未満	220未満	—	220未満	・下水道施設の腐食 ・硫化水素ガスによる管渠作業の危険	繊維業、化学工業、写真現像業、皮革業
	環 境 項 目	水素イオン濃度	pH	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	—	5を超え9未満	・他排水との混合により有害ガスの発生 ・施設の損傷及び処理機能の阻害	製版業、化学工業、鉄鋼業、メッキ業、金属製品製造業、写真現像業、皮革業
		生物化学的酸素要求量	BOD	600未満(300未満)	600未満(300未満)	600未満(300未満)	600未満(300未満)	—	—	・高濃度にて処理機能低下	食品製造業、繊維工業、パルプ製造業、化学工業、皮革業
		浮遊物質	SS	600未満(300未満)	600未満(300未満)	600未満(300未満)	600未満(300未満)	—	—	・管渠の閉塞 ・処理機能の妨害	食品製造業、繊維工業、鉄鋼業、皮革業
		ノルマルヘキサン抽出物質	n-Hex	5以下	5以下	5以下	5以下	—	5以下	・管渠の閉塞及び火災爆発等の危険 ・処理機能の妨害及び微生物の呼吸阻害	食品製造業、金属製品製造業、皮革業、化学工業、洗濯業、自動車整備業
		窒素含有量	T-N	240未満(150未満)	240未満(150未満)	240未満(150未満)	240未満(150未満)	—	—	・高濃度にて生物処理困難	畜産農業、食品製造業、染色整理業、化学工業、金属製品製造業
		リン含有量	T-P	32未満(20未満)	32未満(20未満)	32未満(20未満)	32未満(20未満)	—	—	同 上	同 上
		フェノール類	—	5以下	5以下	5以下	5以下	—	—	・生物処理機能の低下	化学工業、病院
		銅及びその化合物	Cu	3以下	3以下	3以下	3以下	—	—	・処理機能の阻害又は停止 ・汚泥処理・処分の困難性増大	製版業、化学工業、鉄鋼業、メッキ業、金属製品製造業
政 令 の 有 害 基 準 項 目	亜鉛及びその化合物	Zn	2以下	2以下	2以下	2以下	—	—	同 上	同 上	
	鉄及びその化合物(溶解性)	Fe	10以下	10以下	10以下	10以下	—	—	同 上	同 上	
政 令 の 有 害 基 準 項 目	マンガン及びその化合物(溶解性)	Mn	10以下	10以下	10以下	10以下	—	—	同 上	同 上	
	クロム及びその化合物	Cr	2以下	2以下	2以下	2以下	—	—	同 上	製版業、化学工業、金属製品製造業、なめし皮製造業等	
	カドミウム及びその化合物 <sup>*18</sup>	Cd	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	—	・処理機能の阻害又は停止 ・汚泥処理・処分の困難性増大	化学工業、金属製品製造業、メッキ業、窯業
	* シアン化合物	CN	0.7以下	0.7以下	0.7以下	0.7以下	0.7以下	0.7以下	—	・青酸ガスによる管渠内作業の危険 ・処理機能の阻害又は停止	化学工業、鉄鋼業、メッキ業
	* 有機リン化合物	O-P	0.7以下	0.7以下	0.7以下	0.7以下	0.7以下	0.7以下	—	・処理機能の阻害又は停止 ・汚泥処理・処分の困難性増大	化学工業、機械器具製造業、試験研究所、病院
	鉛及びその化合物	Pb	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	—	同 上	化学工業、金属製品製造業、メッキ業
	* 六価クロム化合物	Cr6 <sup>+</sup>	0.35以下	0.35以下	0.35以下	0.35以下	0.35以下	0.35以下	—	同 上	同 上
	砒素及びその化合物	As	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	—	同 上	化学工業、機械器具製造業、試験研究所、病院
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	T-Hg	0.005以下	0.005以下	0.005以下	0.005以下	0.005以下	0.005以下	—	同 上	同 上
	アルキル水銀化合物	R-Hg	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	—	同 上	同 上
	ポリ塩化ビフェニル	PCB	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下	—	・生物処理では処理不可能 ・汚泥処理・処分の困難性増大	パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業
	トリクロロエチレン <sup>*19</sup>	—	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	—	同 上	IC・半導体工業、ドライクリーニング(しみ抜き)
	テトラクロロエチレン	—	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	—	同 上	同 上
	ジクロロメタン	—	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	—	同 上	飲料・飼料・たばこ製造業、化学工業、石油・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業
	四塩化炭素	—	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	—	同 上	繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、鉄鋼業、非鉄金属製造業等
	1,2-ジクロロエタン	—	0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下	—	同 上	繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・関連産業、化学工業、鉄鋼業、非鉄金属製造業等
	1,1-ジクロロエチレン <sup>*16</sup>	—	1以下	1以下	1以下	1以下	1以下	1以下	—	同 上	パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、電気機械器具製造業、学術研究機関
	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4以下	0.4以下	0.4以下	0.4以下	0.4以下	0.4以下	—	同 上	化学工業、電気機械器具製造業、学術研究機関
	1,1,1-トリクロロエタン	—	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下	—	同 上	繊維工業、出版・印刷・関連産業、化学工業、石油・石炭製品製造業、鉄鋼業、金属製品製造業等
	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	—	同 上	繊維工業、化学工業、学術研究機関
1,3-ジクロロプロペン	—	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	—	同 上	化学工業	
チウラム	—	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	—	同 上	化学工業、ゴム製品製造業	
シマジン	—	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	—	同 上	化学工業	
チオベンカルブ	—	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	—	同 上	化学工業	
ベンゼン	—	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	—	同 上	パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油・石炭製品製造業、鉄鋼業、金属製品製造業等	
セレン及びその化合物	—	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	—	同 上	化学工業、石油・石炭製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業等	
ほう素及びその化合物 <sup>*11</sup>	B	10以下(230以下)	10以下(230以下)	10以下(230以下)	10以下(230以下)	10以下(230以下)	10以下(230以下)	—	・生物処理機能の阻害	顔料製造業、メッキ業	
ふっ素及びその化合物 <sup>*11</sup>	F	8以下(15以下)	8以下(15以下)	8以下(15以下)	8以下(15以下)	8以下(15以下)	8以下(15以下)	—	・生物処理機能の低下	窯業、土製品製造業、鉄鋼業、メッキ業	
1,4-ジオキサソ <sup>*17</sup>	—	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	—	・生物処理では処理不可能 ・汚泥処理・処分の困難性増大	化学工業、医薬品製造業、繊維工業	
ダイオキシン類	—	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	—	・処理機能の阻害又は停止	パルプ・紙・紙加工品製造業、塩化ビニール製造業、廃棄物焼却施設	
条 例	アンモニア性窒素等含有量	—	380未満(125未満)	380未満(125未満)	380未満(125未満)	380未満(125未満)	380未満(125未満)	—	・高濃度にて生物処理困難	畜産農業、食品製造業、染色整理業、化学工業、金属製品製造業	

生物化学的酸素要求量に類似した項目及び大腸菌群を除き、都道府県の横出し条例で終末処理場からの放流水に基準が定められている場合、その項目と数値を下水排除基準として条例で定められる。

備考

- 単位は ダイオキシン類:pg-TEQ / L 温度:℃ 水素イオン濃度(pH):なし 左記以外は:mg / L。
- \*印は兵庫県の「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例(昭和49年3月27日、兵庫県条例第18号)」(上乗せ条例)による基準値である。
- 内は、直罰対象の排除基準を示し、下水の水質がこの基準に適合しない場合、直ちに処罰されることがある。(下水道法第12条の2)
- 内は、除害施設の設置等に係る排除基準を示し、下水の水質がこの基準に適合しない場合、除害施設の設置などをしなければならぬ。
- 「条例で定める基準」は、条例で定める排除基準の限度を示す。
- 「政令の基準」は、政令で定められた一律の排除基準を示す。
- アンモニア性窒素等含有量、窒素含有量、りん含有量は、放流水がこれらの項目について規制を受ける下水道に排除される下水についてのみ定められる。
- 温度、アンモニア性窒素等含有量、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、窒素含有量、りん含有量の括弧内は、製造業またはガス供給業から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理される汚水の量の1/4以上であると認められるとき等の場合に条例で定める排除基準の限度である。
- アンモニア性窒素等含有量は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ基準が定められているときは、その基準の3.8倍(括弧内は1.25倍)の値を基準とする。
- 窒素含有量、りん含有量は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ基準が定められているときは、その基準の2倍(括弧内は1.25倍)の値を基準とする。
- ほう素およびその化合物、ふっ素およびその化合物は、河川その他の公共用水域を放流先とする下水道への排除基準である。括弧内は、海域を放流先とする下水道への排除基準である。
- フェノール類からダイオキシン類までの項目は、水質汚濁防止法またはダイオキシン類対策特別措置法に基づく上乗せ条例が定められているときはその値が基準になる。
- フェノール類からクロムまでの項目は、水質汚濁防止法に基づく条例により裾切りが縮小されている場合は、50m<sup>3</sup>/日未満の事業場も直罰の対象となる。
- アンモニア性窒素等含有量、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、りん含有量についての直罰に係る基準は、水質汚濁防止法により特例が定められているときは、その基準が限度となる。
- 現に終末処理場を設置していない公共下水道の使用者は、下水道法の規定に基づく下水排除基準のほか水質汚濁防止法による排水基準の適用も受ける。
- 1,1-ジクロロエチレンの基準は平成23年11月1日に0.2mg / L以下から1mg / L以下に変更になった。
- 1,4-ジオキサソの基準は平成24年5月25日に定められた。
- カドミウム及びその化合物の基準は平成26年12月1日に0.1mg / L以下から0.03mg / L以下に変更になった。
- トリクロロエチレンの基準は平成27年10月21日に0.3mg / L以下から0.1mg / L以下に変更になった。